報告書

平成27年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

1 はじめに

(1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な援助に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について(平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するもの。

(2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』 の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課を隔年ごとに評価・検証 の対象とする。平成27年度は『家庭支援課』と『虐待対策課』を対象とした。

(3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成(事前に業務ごとに設定した 自己点検項目に基づくチェック)
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施(平成28年2月15日)
- ③ 委員による評価・検証(平成28年3月7日)

2 評価・検証結果

家庭支援課について

≪現状≫

療育手帳の申請は、申請件数が増加傾向にある。平成24年度は801件、平成25年度は800件、平成26年度は896件、平成27年度は950件程度の見込みである。非常勤職員5人で対応しており、担当職員1人が1か月に処理できる件数は平均14件で、毎月概ね100件程度の申請者が判定を待っている状態である。

試みに、担当職員一人あたりの年間の療育手帳の対応件数を、近隣及び人口が本市と同規模の政令指定都市で比較した場合、他市が80~140件程度に対し、本市は150件程度と比較的多い水準となっている。

傾向としては低年齢からの療育手帳サービスを希望されるケースが増えており、療育 機関や医療機関からの紹介が多く見られる。

また、相談対応件数の増加に伴いケースワーカーからの心理相談も増え、業務量は上

限に達している。児童心理司による心理カウンセリングや心理療法の延べ件数については、平成24年度が374件、平成25年度が658件(平成25年度より件数の計上方法が変更)、平成26年度が778件と増加しており、一人あたりの対応件数は全国の自治自体の配置平均からもかなり高く、対応可能件数を超えつつある。

また、情緒障害児短期治療施設への入所が望ましい児童を児童養護施設で対応している現状から、施設での対応を判断する方法として児童の心理判定の再判定を求められるケースも増えている。

特に性被害加害ケースになると特に高度な専門的知識とスキルが要求されるので、子ども相談所内でプロジェクトを組んでスキルの継承を図るべく職員のスキルアップに努めている。

≪意見≫

子ども相談所の職員体制の強化が必要であり、特に児童心理司の配置が不十分であると思われる。全国的に児童心理司の業務の幅及び業務量そのものが増えているなか、本市の場合は情緒障害児短期治療施設がないため、本来当該施設の心理職が担う役割を子ども相談所の児童心理司が担わざるを得ない。また児童福祉司に対する児童心理司の割合の全国比較からも本市が非常に厳しい状況にあると考えられる。

業務量については、日本子ども家庭総合研究所の児童相談所の業務分析に関する研究等と比較して、堺市の状況が逼迫していることを客観的に示し、業務内容に関しても、複雑化や新しい状況への対応など、数値化できないところも確実に盛り込んだうえで、職員体制の拡充に対する検討が必要であると思われる。

虐待対策課について

≪現状≫

平成26年度の子ども相談所の虐待相談の状況において、心理的虐待が格段に増加している。これは平成25年8月に行われた厚生労働省の子ども虐待対応の手引の改正により、虐待があった子どものきょうだい全員を心理的虐待として新たに計上するようになったことと、DV事案の通告が増えてきたことに起因している。

警察からの身柄付通告は、今年度から就学前の児童については、子ども相談所が警察署まで引き取りに行っている(現在、夜間対応に常勤職員1人の自宅待機と一時保護所職員1人で対応)。今後はすべての児童について引き取りに来るよう警察から要望されており、平成28年6月頃から夜間の職員を1名配置して対応する予定である。

また、虐待通告が年々増加し、子ども相談所と家庭児童相談室が連携しながら効率よく対応している。しかし、個々のケースカンファレンスやケース検討会議の件数がかなり多く、適切な支援方法や対応に遅延が生じないよう把握することが困難になっている。 職員の増員については、今後の夜間対応を考慮しながら検討している。

≪意見≫

心理的虐待の通告が激増しており、子どもの心理にどのような悪影響を及ぼすのかア セスメントすることが課題である。心理的虐待については、児童心理司によるアセスメ ントが理想であるが、現実問題として、すべての通告に対して対応は不可能であるため、 初期対応するケースワーカー等向けに子どもを観察する際の留意すべき点や学校や幼稚 園等でのチェックポイント、児童心理司による判定が必要かどうかを判断する簡単なシ ートのようなものを考えるなど、アセスメント方法の開発と活用が必要である。

個別的な対応は限界に達してきているので、子ども相談所だけで全てを抱え込むのではなく、全体的なケースマネージメントは子ども相談所が担い、既存のNPO法人や団体及び医療機関等の外部資源を活用したアウトソーシングを検討するなど、児童虐待から保護・支援までの全体的な絵(グランドデザイン)をどうするかを引き続き検討することが必要である。

3. 子ども虐待検証部会委員名簿等

委員名	所属等	
才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授	部会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 人間健康学科教授	副部会長
石田 文三	春陽法律事務所 弁護士	
郭 麗月	かく・にしかわ診療所 精神科医	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科部兼救急部 医師	

順不同 · 敬称略

○ 平成27年度子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第1回 平成28年2月15日(月)9時30分~11時30分堺市役所本館地下1階 職員会館会議室A
- 第2回 平成28年3月 7日(月)9時30分~11時30分堺市役所本館地下1階 職員会館会議室A